入札説明資料

- 1 業務請負の名称 中越森林管理署外3庁舎機械警備業務
- **2 契約期間** 自 令和 7年4月 1日 至 令和12年3月31日
- 4 入札執行の場所 中越森林管理署 1階 会議室

5 提出書類

(1) 全省庁統一資格の審査結果確認通知書の写し

令和4・5・6年度度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「建物管理等各種保守管理」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有していることがわかるもの

- (2) 入札公告2の(4) を証明する認定証の写し及び機械警備業務の届出書の写し
- (3) 入札公告2の(4) を証明することができる待機所の所在地、警備範囲を担当する巡回 車の台数を明記した書類及び待機所の位置並びにその警備範囲等を示した書面の写し

6 提出方法及び提出期間

(1) 電子調達システムにより参加する場合

令和7年2月13日午前9時00分から令和7年3月5日午後5時00分までに、電子調達システム上でPDFファイル形式により送信し、その審査結果をもって入札参加許可を受けること。

(ただし、電子調達システムのメンテナンス期間を除く。)

(2) 紙入札方式により参加する場合

令和7年2月13日午前9時00分から令和7年3月5日午後5時00分までに、持参又は郵送・託送(書留等配達記録の残るものに限る。)し、その審査結果をもって入札参加許可を受けること。

(ただし、行政機関の休日を除く。)

※当該提出書類等に関し、分任支出負担行為担当官から説明を求められた場合は、令和7年3月10日午後5時00分までに回答しなければならない。

7 入札の日時等

(1) 電子調達システムにより参加する場合

令和7年3月12日午前9時00分から令和7年3月14日午前11時00分までに電子調達システム上で送信して入札すること。

- (2) 紙入札方式により参加する場合
 - ・ 令和 7 年 3 月 14 日午前 10 時 30 分から午前 10 時 50 分までに入札場所へ入札書を持参し、午前 10 時 50 分から午前 11 時 00 分までに入札すること。
 - 郵便入札を認める。

この場合、書留郵便又は配達証明郵便で、令和7年3月13日午後5時00分必着とし、 入札書の日付は令和7年3月14日とすること。

ただし、再度の入札は引き続き行うので、郵便入札を行った場合は、再度の入札に参加できないことに留意すること。

- 8 開札日時 令和7年3月14日 午前11時01分
- 9 配布資料

- (1) 契約書(案)、仕様書、別添資料
- (2) 入札書
- (3) 委任状の作成例
- (4) 確認資料 (様式)
- ※関東森林管理局署等競争契約入札心得は、関東森林管理局ウェブサイトからダウンロードすることができます。事前に確認をお願いします。

(https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/attach/pdf/kokoroe-6.pdf)

契約書(案)

- 1 業務名 中越森林管理署外3庁舎機械警備業務
- 2 仕 様 仕様書のとおり
- 3 契約金額 金 円 (うち消費税及び地方消費税の額 円)

※設置費、撤去費を含む

月額 円(うち消費税及び地方消費税の額 円)

月額內訳: 上越森林管理署分 円

中越森林管理署分 円 下越森林管理署分 円 下越森林管理署分 円

- 4 履行期間 自 令和 7年 4月 1日 至 令和12年 3月31日
- 5 履行場所 仕様書のとおり
- 6 検査場所 履行場所に同じ
- 7 契約保証金 免除

上記業務について、発注者 分任支出負担行為担当官 中越森林管理署長 森内 賀久(以下「甲」という。)と、分任支出負担行為担当官 下越森林管理署長 山本 満久(以下「乙」という。)と、分任支出負担行為担当官 上越森林管理署長田中 直哉(以下「丙」という。)と、分任支出負担行為担当官 下越森林管理署村上支署長 後藤 寿也(以下「丁」という。) (以下

「戊」という。)とは、下記条項により契約を締結し、その証として本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁、戊記名 押印のうえ各自1通を保有する。

令和7年4月1日

- (甲) 住所 新潟県南魚沼市美佐島 6 1 8 分任支出負担行為担当官 氏名 中越森林管理署長 森内 賀久
- (乙) 住所 新潟県新発田市大手町4丁目4-15 分任支出負担行為担当官 氏名 下越森林管理署長 山本 満久
- (丙) 住所 新潟県上越市大道福田 5 5 5 番地 分任支出負担行為担当官 氏名 上越森林管理署長 田中 直哉
- (丁) 住所 新潟県村上市緑町3丁目1-13 分任支出負担行為担当官 氏名 下越森林管理署長村上支署 後藤 寿也
- (戊) 住所 氏名

契約条項

(業務の目的等)

- 第1条 戊は、頭書の仕様に基づき、実施期間における警備対象施設ごとの警備業務、異常事態発生時 の対応、報告を行い、警備対象施設、物品の保全を図るものとする。
 - 2 前項の仕様に明示されていない事項について、疑義が生じた場合は、甲、乙、丙及び丁、戊協議して定めるものとする。

(警報機器等の設置)

- 第2条 戊は、警備業務実施のために、警備対象施設ごとに機器並びにその他必要な装置(以下「警報機器等」という。)を設置するものとし、当該警報機器等は、戊の所有に属するものとする。なお、警報機器等の種類、個数、設置場所は、別添資料によるものとする。
 - 2 戊は、契約期間の始期までに警報機器等を警備対象施設ごとに設置する等、警備ができる状態にしなければならない。

(警報機器等の費用)

- 第3条 戊は、各警備対象施設の警報機器等の設置及び配線に要する一切の費用を負担するものとする。
 - 2 戊は、本契約が終了したときは、遅滞なく警報機器等を撤去するものとし、原状回復(警報機器等及び配線等の取付けの必要上、各警備対象施設に施された孔穴を除く。)に要する一切の 費用を負担するものとする。
 - 3 甲、乙、丙及び丁は、本契約の履行期間中に、甲、乙、丙及び丁の事由により警報機器等の 移設を求める場合には、移設に要する費用は甲、乙、丙及び丁が負担するものとする。

(警報機器等の変更の通知等)

- 第4条 甲、乙、丙及び丁は、契約の対象である警備対象施設の増改築、模様替え、レイアウト若しくは用途変更をしようとする場合は、当該実施日の30日前までに戊に通知するものとする。
 - 2 警備対象施設の増改築等により、既設の警報機器等の移動又は変更等の必要が生じた場合は、 前項と同様に戊に通知するものとし、当該工事費は、本契約とは別に甲、乙、丙及び丁が負担 するものとする。

(警報機器等の点検等)

- 第5条 戊は、各警備対象施設に設置された警報機器等について、良好な状態を確保するために適宜 保守点検を行うものとし、点検の都度、その結果を甲、乙、丙及び丁に報告するものとする。
 - 2 保守点検、補修又は交換に要する一切の費用は、戊が負担するものとする。ただし、甲、乙、 丙及び丁の責に帰すべき事由による補修又は交換の場合は、甲、乙、丙及び丁が負担するもの とする。
 - 3 戊は、警報機器等の配線等の自然消耗により、警備業務の遂行に支障が生じる場合には、戊 の負担により配線の補修又は取替えを行うものとする。

(業務従事者に関する乙の責任)

- 第6条 戊は、警備業務の実施につき用いた緊急要員及び事務所等の職員(以下「業務従事者」という。) による業務上の行為については、一切の責任を負うものとする。
 - 2 戊は、本業務の遂行により戊又は業務従事者が死傷等を負った場合、一切の責任を負うものとす

る。

- 3 業務従事者は、身分証明書を明示して、戊の業務従事者であることを明確にするものとする。
- 4 戊は、甲、乙、丙及び丁から申し出があった場合は、甲、乙、丙及び丁に対し、業務従事者 を書面により通知しなければならない。
- 5 甲、乙、丙及び丁は、前項により戊から通知を受けた業務従事者の中に業務の遂行について 著しく不適当な者がいると認める場合には、戊に対し、その理由を付して通知し、必要な措置 を要求することができるものとする。
- 6 戊は、自己の事由により第4項により甲、乙、丙及び丁に通知した業務従事者を変更する場合には、甲、乙、丙及び丁に対し、変更理由及び変更した業務従事者を事前に書面にて通知し、甲、乙、丙及び丁の承諾を得るものとする。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第7条 戊は、警備業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、警備業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

(監督職員)

- 第8条 甲、乙、丙及び丁は、この警備業務の適正な履行を確保するために監督をする必要があると認めたときは、警備対象施設ごとに、甲、乙、丙及び丁の命じた職員(以下「監督職員」という。) に監督させることができるものとする。
 - 2 前項に定める監督は、立会い、指示その他の適切な方法により行うものとする。
 - 3 監督職員は、この契約の他の条項に定める職務のほか、次に掲げる権限を有するものとする。
 - (1) 契約の履行についての戊に対する指示、承諾又は協議
 - (2) この契約及び仕様書の記載内容に関する戊の確認又は質問に対する回答
 - (3) 履行状況の監督
 - 4 戊は、甲、乙、丙及び丁((監督職員を含む。)から監督に必要な業務計画表等の提出を求められた場合は、速やかに提出するものとする。

(事故報告等)

- 第9条 受注者は、事故を確認した際は、発注者に対し、翌日(休日を含む。)までに事故報告書を提出することとする。
 - 2 受注者は、各月の警備対象施設ごとに対する入退庁の履歴情報の記録及び記録内容((入庁時刻及び使用された鍵等の情報)(以下、警備報告書という。)について、警備業務担 当責任者等に対し、翌月の5日((休日にあたる場合は、休日の翌日。ただし、令和12年3月分については、当該3月31日とする。)までに提出すること。

(検査)

第10条 甲、乙、丙及び丁は、第9条により提出された書面の内容について、毎月10日までに検査 することとし、不備があればやり直しを命じることができる。

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第11条 国庫債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請求金額の支払の限度額は、次のとおりとする。

上越森林管理署

令和7年度	00,000,000円	令和 10 年度	00,000,000円
令和8年度	00,000,000円	令和 11 年度	00,000,000円
令和9年度	00,000,000円		
中越森林管理署			
令和7年度	00,000,000円	令和 10 年度	00,000,000円
令和8年度	00,000,000円	令和11年度	00,000,000円
令和9年度	00,000,000円		
下越森林管理署			
令和7年度	00,000,000円	令和 10 年度	00,000,000円
令和8年度	00,000,000円	令和11年度	00,000,000円
令和9年度	00,000,000円		
下越森林管理署村_	上支署		
令和7年度	00,000,000円	令和 10 年度	00,000,000円
令和8年度	00,000,000円	令和 11 年度	00,000,000円
令和9年度	00,000,000円		

第12条 戊は、第10条に定める検査に合格したときは、前条に定める支払限度額の範囲内で、頭書3に定める契約金額の月額を、所定の手続により書面(以下「支払請求書」という。)をもって甲、乙、丙及び丁に請求をするものとする。

(契約金額の支払)

第13条 甲、乙、丙及び丁は、戊が提出する前条の適法な支払請求書を受理した日から30日以内 (以下「約定期間」という。)に前項の請求金額を丙に支払わなければならない。ただし、 受 理した戊の支払請求書が不適当なために戊に返送した場合には、甲、乙、丙及び丁が返送した 日から戊の適法な支払請求書を受理した日までの日数は、これを約定期間に算入しないもの とする。

(遅延利息)

- 第14条 戊は、甲、乙、丙及び丁が約定期間内に請求金額を支払わないときは、甲、乙、丙及び丁に対し遅延利息を請求することができるものとする。
 - 2 前項の遅延利息は、遅延日数につき請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に基づく遅延利息率を乗じて計算した額とする。

ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、甲、乙、丙及び丁は、前項の規定にかかわらず、遅延利息を支払うことを要しない。また、100円未満の端数については、その端数を切り捨てるものとする

3 支払遅延が天災その他やむを得ない理由によると認められる場合は、当該理由の継続する 期間は約定期間に算入せず、また遅延利息を支払う日数に算入しないものとする。

(業務の履行責任)

第15条 業務が終了したときに業務の目的が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないとき(以下「契約不適合」という)、甲、乙、丙及び丁は戊に対して業務の目的物の補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完(以下単に「履行の追完」という。)を請求

- し、又は履行の追完に代え、もしくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項に規定する場合において、甲、乙、丙及び丁が相当の期間を定めて履行の追完の催告し、 その期間内に履行の追完がないときは、甲、乙、丙及び丁は、その不適合の程度に応じて代 金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告を することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- (1)履行の追完が不能であるとき。
- (2) 戊が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3)契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、戊が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4)前3号に掲げる場合のほか、甲、乙、丙及び丁がこの項の催告をしても履行の追完を受ける 見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 甲、乙、丙及び丁が種類又は品質に関して契約不適合を知った時から1年以内にその旨を戊 に通知しないときは、甲、乙、丙及び丁は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、 損害賠償の請求、代金減額の請求及び契約の解除をすることができない。
- 4 前項の規定は、業務が終了したときにおいて、戊が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは適用しない。
- 5 前3項の通知は契約不適合の内容を通知することで行い、当該通知を行った後請求しようとするときは、請求する損害額の算定の根拠など請求の根拠を示して行わなければならない。

(甲、乙、丙及び丁の催告による解除権)

- 第16条 甲、乙、丙及び丁は、戊が次の各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。
 - (1)正当な理由がなく、契約上の業務を履行せず、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 第7条の規定に違反したとき。
 - (3)前各号のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(甲、乙、丙及び丁の催告によらない解除権)

- 第17条 甲、乙、丙及び丁は、戊が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 第35条の規定に違反したとき。
 - (2)債務の全部の履行が不能であるとき。
 - (3) 戊がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4)債務の一部の履行が不能である場合又は戊がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確 に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないと き。

- (5)契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ 契約をした目的を達することができない場合において、戊が履行をしないでその時期を経過 したとき。
- (6)前各号に掲げる場合のほか、戊がその債務の履行をせず、甲、乙、丙及び丁が前条の催告を しても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであると き。
- (7)第31条に規定する事由によらないで契約の解除を申し出たとき。
- 2 次に掲げる場合には、甲、乙、丙及び丁は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の 解除をすることができる。
 - (1)債務の一部の履行が不能であるとき。
 - (2) 戊がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (甲、乙、丙及び丁の責めに帰すべき事由による場合)
- 第18条 債務の不履行が甲、乙、丙及び丁の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲、乙、 丙及び丁は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(甲、乙、丙及び丁の任意解除権)

- 第19条 甲、乙、丙及び丁は、業務が完了しない間は、第17条又は第18条に定める場合のほか、 甲、乙、丙及び丁の都合により、必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除するこ とができる。
 - 2 甲、乙、丙及び丁は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより戊に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(違約金)

- 第20条 第16条又は第17条の規定によりこの契約が解除された場合においては、甲、乙、丙及 び丁は戊に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することがで きる。
 - 2 戊が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、戊は、当該期間を経過 した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法第404条第4項に規定する各期におけ る法定利率を乗じて計算した額の遅延利息を甲、乙、丙及び丁に支払わなければならない。

(戊の催告による解除権)

第21条 戊は、甲、乙、丙及び丁がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。 ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(戊の責めに帰すべき事由による場合)

第22条 前条に定める事項が戊の責めに帰すべき事由によるものであるときは、戊は、前条の規定 による契約の解除をすることができない。

(戊の免責事由)

- 第23条 戊は、次の各号に示す損害については、一切その責を負わないものとする。
 - (1)地震、噴火、洪水、津波、台風等の天災、その他の不可抗力により生じた損害
 - (2)警報機器等が正常に作動したにもかかわらず、戊の責に帰すことができない事由で、通信回

- 線による送受信が行われない状態であったことにより生じた損害
- (3)警備対象施設自体の瑕疵、又は甲、乙、丙及び丁の管理上の瑕疵に基づく損害
- (4)甲、乙、丙及び丁の故意又は過失に起因する損害
- (5)警備対象施設内外の警備上必要とする開閉扉の鍵を、甲、乙、丙及び丁が戊に預託しなかったことにより生じた損害
- (6)甲、乙、丙及び丁が警報機器等の操作を忘れたことにより生じた損害

(賠償金等の徴収)

第24条 この契約によって、甲、乙、丙及び丁が戊から取得すべき違約金がある場合は、甲、乙、 丙及び丁はその選択により戊に支払うべき金額と相殺し、又は別に徴収することができるも のとする。

(権利義務の譲渡)

第25条 戊は、この契約に属する権利又は義務を甲、乙、丙及び丁の承認を得ないで第三者に譲渡 し、又は継承させてはならない。

(秘密の保持)

- 第26条 戊は、この契約に基づく警備業務の処理上知り得た事実をこの契約期間にかかわらず第三者 に漏らしてはならない。
 - 2 戊は、この契約に基づく警備業務の資料を転写し、又は第三者に閲覧、転写又は貸出してはならない。

(個人情報の保持)

- 第27条 戊及びこの請負警備業務に従事する者(従事した者を含む。以下「請負業務従事者」という。) は、この請負警備業務に関して知り得た個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該 情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。以下同じ。)を請負警備業務の遂行に使用する以外に使用し、又は提供してはならない。
 - 2 戊及び請負業務従事者は、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
 - 3 前2項については、この請負警備業務が終了した後においても同様とする。

(個人情報の禁止項目)

第28条 戊は、請負警備業務を行うために保有した個人情報について、き損等に備え重複して保存 する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ請負警備業務の目的を達成することができ ない場合以外には、複製、送信、送付又は持ち出してはならない。

(個人情報の漏えい等の報告)

第29条 戊は、保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲、乙、丙及び丁に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告しなければならない。

(個人情報の消去等)

第30条 戊は、請負警備業務が終了したときは、この請負警備業務において保有した各種媒体に保

管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は 廃棄をしなければならない。

(物品等の管理)

第31条 戊は、この契約の履行に当たり甲、乙、丙及び丁から貸出された資料又は支給を受けた物 品等については、善良なる管理者の注意をもって保管及び管理するものとし、紛失又は破損 の場合は直ちに甲、乙、丙及び丁に報告し、甲、乙、丙及び丁の指示に従って措置をするもの とする。

(経済情勢の激変等)

第32条 戊は、予期することができない経済情勢の激変等により、契約金額が著しく不適当であると認められる場合には、甲、乙、丙及び丁にその理由を書面をもって提出するものとする。2 前項の場合、甲、乙、丙及び丁は戊の理由をやむを得ないと認めたときは、戊と協議して変更することができるものとする。

(第三者等に対する責任)

第33条 戊は、戊の事務所等と警備対象施設との間において、本業務の遂行により第三者が損害を 被った場合、当該損害金を負担するものとする。

(著作権等)

第34条 戊は、この契約によって生じた納入成果品に係る一切の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を、納入成果品の引渡し時に甲、乙、丙及び丁に無償で譲渡するものとし、甲、乙、丙及び丁の行為について著作者人格権を行使しないものとする。

(著作権等の紛争)

第35条 戊は、この契約に基づく作業に関し、第三者と著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら甲、乙、丙及び丁の責めに帰す場合を除き、戊は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。この場合、甲、乙、丙及び丁は係る紛争等の事実を知ったときは、戊に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を戊に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

(データの公表等)

第36条 戊は、頭書の警備業務により作成したデータを公表又は第三者に譲渡する場合には、あらかじめ書面により甲、乙、丙及び丁の承認を受けなければならない。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第37条 甲、乙、丙及び丁は、この契約に関し、戊が次の各号の一に該当するときは、何らの催告 を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1)公正取引委員会が、戊又は戊の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する 法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8 条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったと き、同法第7条の2第1(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定 による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の 規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 戊又は戊の代理人(戊又は戊の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑

法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第 1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 戊は、この契約に関して、戊又は戊の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、 当該処分等に係る関係書類を甲、乙、丙及び丁に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

- 第38条 戊は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲、乙、丙及び丁が前条により 契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する 額を違約金として甲、乙、丙及び丁が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1)公正取引委員会が、戊又は戊の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
 - (2)公正取引委員会が、戊又は戊の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法 第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
 - (3)公正取引委員会が、戊又は戊の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7 第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき
 - (4)戊又は戊の代理人(戊又は戊の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条 第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
 - 2 戊は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲、乙、丙及び丁が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1)前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - (2)前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、戊又は戊の代理人(戊又は戊の代理人が 法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかに なったとき。
 - (3) 戊が甲、乙、丙及び丁に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
 - 3 戊は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
 - 4 第1項及び第2項の規定は、甲、乙、丙及び丁に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲、乙、丙及び丁がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(紛争の解決)

第39条 この契約について紛争が生じたときは、甲、乙、丙及び丁、戊協議して定める第三者機関 の調停により解決するものとする。

(補則)

第40条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙、丙及び丁、戊協議して定めるものとする。

(特記事項)

別紙のとおり

中越森林管理署外 3 庁舎等機械警備業務仕様書

第1 警備の目的

次に掲げる対象施設における盗難等の被害の防止並びに火災等の早期発見による被害の拡大を 防止するとともに、その他不良行為を排除し、対象施設、物品の保全を図り、対象施設の円滑な 運営に寄与することを目的とする。

第2 警備対象施設

- 1. 対象施設 中越森林管理署庁舎(付属物等を含む。)及び当該建物内にある動産 所 在 地 新潟県南魚沼市美佐島 6 1 - 8
- 2. 対象施設 下越森林管理署庁舎(付属物等を含む。)及び当該建物内にある動産 所 在 地 新潟県新発田市大手町4丁目4-15
- 3. 対象施設 上越森林管理署庁舎(付属物等を含む。)及び当該建物内にある動産 所 在 地 新潟県上越市大道福田555番地
- 4. 対象施設 下越森林管理署村上支署庁舎 (付属物等を含む。) 及び当該建物内にある動産 所 在 地 新潟県村上市緑町3丁目1-13

[※別添資料のとおり]

第3 警備業務実施期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

第4 警備業務の概要

- 1. 警報機器等(異常感知装置、自動通報装置等その他必要な装置)を用いた警備活動及び緊急要員による対応を組み合わせた警備活動
 - (注) 警報機器等の種類、数量及び設置箇所は、別添資料 4~8のとおり
 - 2. 火災、盗難及び不良行為(以下「事故」という。)の拡大防止
 - 3. 事故確認時における関係機関への通報、連絡

- 4. 事故報告書の提出
- 5. 各警備対象施設に対する入退庁の履歴情報の記録及び記録内容の提出

第5 警備時間等

1. 警備担当時間

平 日: 17時15分から翌日の8時30分まで 休 日: 8時30分から翌日の8時30分まで

(注)休日とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に 掲げる日をいう。

2. 警備実施時間

- (1) 上記1. の警備担当時間内において、個々の警備対象施設が無人の状態にあるとき。
- (2) 発注者及び各警備対象施設に勤務する職員(以下「発注者等」という。)からの警報機器等の作動開始の信号を受けたときに始まり、発注者等からの警報機器等の作動解除の信号を受けたときに終わるものとする。

3. 警備機器等の鍵等

- (1) 請負者は、発注者等が行う警備機器等の作動開始及び作業解除に必要な鍵又は操作カード等(以下「鍵等」という。)を、警備対象施設ごとに必要個数用意し発注者に預託するものとする。
- (2) 個々の警備対象施設の異常事態発生時において、請負者又は緊急要員が行う警備実施に必要な合鍵(各警備対象施設の出入口の鍵をいう。) については、契約締結後に請負者に預託するものとする。
- (3) 発注者等及び請負者は、鍵等又は合鍵をそれぞれが厳重に取扱い保管するものとする。なお、鍵等又は合鍵を紛失した場合には、直ちに発注者又は請負者に連絡するとともに、それぞれの指示(原状回復に要する一切の費用を含む。)に従うものとする。

第6 警備業務内容の詳細

- 1. 警報機器等について
- (1) 個々の警備対象施設で発生した事故の異常事態を、請負者が指定する事務所等へ自動的に 通報する機能を有するものとする。
- (2) 一般公衆用回線に常時断線監視機能又は回線切断時においても信号が送信可能な機能の設置等に要する一切の費用は、請負者において負担するものとする。
- (3) 第5の2. の警備実施時間中、各警報機器等の受信装置を間断なく監視するとともに、緊急要員との連絡体制を図るものとする。

- (4) 緊急要員は、請負者の事務所等との連絡体制を図り、各警備対象施設の異常事態に備えるものとする。
 - 2. 警備開始時及び警備終了時について
 - (1) 警備開始時における取扱い

ア 発注者における取扱い

- ① 個々の警備対象施設における最終退庁者は、防火、防犯その他の事故防止上必要な措置 を講じるものとし、当該施設の出入口及び窓等の施錠状況を確認することとする。
- ② 最終退庁者は、請負者が指定する手順により、警報機器等を作動開始状態にすることとする。
 - イ 請負者における取扱い

請負者が指定する手順による最終退庁者からの警報機器等の作動開始の信号を確認し、警備 を開始することとする。

(2) 警備終了時における取扱い

ア 発注者における取扱い

個々の警備対象施設に対する発注者等の最初の入庁者は、請負者が指定する手順により、警報機 器等を作動解除状態にすることとする。

イ 請負者における取扱い

請負者が指定する手順による最初の入庁者からの警報機器等の作動解除の信号を確認し、警備を 終了することとする。

- (3) 警備実施期間中における発注者等の入退庁について
- 原則、実施しない。ただし、発注者が、真にやむを得ないと認める場合のみ、次の要領により行うことができるものとする。
- ① 発注者等の届出の緊急連絡は、請負者が指定する事務所等に対し警備中断の申し入れを行い、あらかじめ請負者が指定した手順に従い警報機器等を作動解除状態にした上で、発注者等の責任において入庁することとする。
 - ② 発注者等による臨時の入庁中の警備は、発注者等の責任において実施することとする。
- ③ 臨時の退庁者は、請負者が指定する事務所等に対し退庁する旨の連絡を行った上で、請負者が指定する手順により、警報機器等を作動開始状態にすることとする。

第7 異常事態発生時における請負者の対応

- 1. 警報機器等により、発注者の個々の警備対象施設に異常事態が発生したことを確認したときは、請負者は緊急要員を速やかに急行せしめ、異常事態を確認するとともに、事態の拡大防止にあたること。
- 2. 警備対象施設に到着した緊急要員は、異常事態を確認後、請負者の事務所等へその状況を連絡し、必要に応じて関係先へ通報すること。

3. 請負者は異常事態を確認した内容について、当該警備対象施設に係る警備業務責任者等に 連絡すること。

第8 定時及び臨時の報告等

- 1. 請負者は、毎月の業務が完了した際は、発注者に対し警備業務完了報告書を提出することとする。
- 2. 請負者は、事故を確認した際は、発注者又は警備業務責任者等に対して、速やかに電話若しくは、口頭で報告するとともに、翌日(休日を除く。)までに事故報告書を提出することとする。
- 3. 請負者は、各月の各警備対象施設に対する入退庁の履歴情報の記録及び記録内容を警備業務責任者等に対し速やかに提出すること。

第9 警報機器等の保守点検等

- 1. 請負者は、各警備対象施設に設置された警報機器等について、良好な状態を確保するために適宜保守点検を行うものとし、点検の都度、その結果を発注者に報告するものとする。
- 2. 請負者は、保守点検、補修又は交換に要する一切の費用を負担するものとする。ただし、 発注者等の責に帰すべき事由による補修又は交換の場合は、発注者が負担するものとする。
- 3. 請負者は、警報機器等の保守点検ために、各警備対象施設に立ち入る必要がある場合には、あらかじめ各警備対象施設に係る警備業務責任者等の許可を得るものとする。
- 4. 請負者は、警報機器等の配線等の自然消耗により、警備業務の遂行に支障が生じる場合には、請負者の負担により配線の補修又は取替えを行うものとする。

第10 警備業務責任者等の指定等

- 1. 発注者は、契約締結後に各警備対象施設に係る警備業務責任者等を指定し、警備業務責任者等名簿を提出することとする。
- 2. 発注者は、警備業務責任者等に変更あるときは、遅滞なくその都度変更した警備業務責任者等名簿を提出することとする。

第11 業務遂行上の責務等

- 1. 発注者等及び請負者は、鍵等又は合鍵を紛失した場合には、直ちに発注者又は請負者に連絡するとともに、それぞれの指示(原状回復に要する一切の費用を含む。)に従うものとする。
- 2. 請負者は、警報機器等の設置及び撤去並びに保守点検により、各警備対象施設に損傷が生じた場合には、直ちに発注者に連絡するとともに、その指示(原状回復(警報機器等及び配線等の取付けの必要上、各警備対象施設に施された孔穴を除く。)に要する一切の費用を含む。)に従うものとする。
- 3. 請負者は、本業務の遂行により緊急要員が死傷等を負った場合、一切の責任を負うものとする。
- 4. 請負者は、請負者の事務所等と各警備対象施設との間において、本業務の遂行により第三者が損害を被った場合、当該損害金を負担するものとする。
- 5. 請負者は、請負者又は緊急要員の過失により、発注者等及び各警備対象施設が被害を被った場合、対人賠償、対物賠償あわせて1事故10億円を限度として賠償の責任を負うものとする。

第12 損害の免除

請負者は、以下に示す損害については、一切その責を負わないものとする。

- 1. 地震、噴火、洪水、津波、台風等の天災、その他の不可抗力により生じた損害
- 2. 警報機器等が正常に作動したにもかかわらず、請負者の責に帰すことができない事由で、通信回線による送受信が行われない状態であったことにより生じた損害
 - 3. 各警備対象施設自体の瑕疵、又は発注者の管理上の瑕疵に基づく損害
 - 4. 警報機器等の設置箇所以外、若しくは警報機器等の感知機能の範囲以外から生じた損害
 - 5. 発注者、発注者の職員及び発注者の管理下にある者等の故意又は過失に起因する損害
- 6. 各警備対象施設内外の警備上必要とする開閉扉の鍵を、発注者が請負者に預託しなかったことにより生じた損害
 - 7. 警備機器等の操作後、警備作動開始前又は警備作動解除後に発生した損害
 - 8. 発注者、発注者の職員及び発注者の管理下にある者等が警備機器等の操作を忘れたことに

より生じた損害

第13 再委託(再請負を含む。)の適正化を図るための措置

- 1. 請負者は、警備業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、警備業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。
- 2. 請負者は、効率的な履行を図るため、警備業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)を必要とするときは、あらかじめ別紙様式に必要事項を記入して発注者の承認を得なければならない。ただし、再委託ができる業務は、原則として契約金額に占める再委託又は再請負金額の割合(「再委託比率」という。以下同じ。)が50パーセント以内の業務とする。
- 3. 請負者は、前項の承認を受けた再委託について、その内容を変更する必要が生じたときは、同項に規定する様式に必要事項を記入して、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。
 - (注) 再委託してはならない業務及び再委託比率の上限の例外

会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 3 号の規定に基づく子会社又は財務諸表等の用語、 様式及び作成方法に関する規則(昭和 38 年 11 月 27 日大蔵省令第 59 号)第 8 条第 5 項及び第 6 項に規定する関連会社に業務の一部を請け負わせる場合

第14 その他

- 1. 第3掲げる実施期間の開始前に警報器を設置できない場合、その期間については、巡回警備を行うものとする。
- 2. 警報機器等の設置箇所及び警備実施上、この警備業務仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、発注者又は警備業務責任者等と協議するものとする。
- 3. 請負者及び本業務に従事する者(従事した者を含む。以下「本業務の従事者」という。)は、本業務に関して知り得た個人情報を、本業務の遂行に使用する以外に使用、又は提供してはならない。
- 4. 請負者は、保有した情報について、漏えい等安全確保の問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、警備業務責任者等に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置等について直ちに報告しなければならない。
- 5. 請負者は、本業務が終了したときは、業務関係書類、提出資料以外に作業過程で作成した 資料、電子媒体類に保存されている情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により消

去又は廃棄しなければならない。

6. 本業務の従事者は、発注者から提供された情報、本業務実施において知り得た情報については、契約期間中及び契約終了後においても、その秘密を保持すること。

別添資料

警報機器の種類、数量及び設置箇所

機械警備機器の種類及び設置箇所は、次のとおりとする。 その他、仕様書の機械警備を実施するため必要な機器等一式も配置すること。

①. 警備対象施設設所在地

中越森林管理署 新潟県南魚沼市美佐島61-8

警報機器の種類	設置場所	数量
主装置(コントローラ)	2階物品庫	1
ISDN回線ユニット	2階物品庫	1
空間センサー(インフラレッドセンサー)	1階(車庫2・廊下(ホール)1・会議室1・森林 事務所1・男子更衣室1・女子更衣室1) 2階(署長室1・事務室4・廊下1)	13
熱感知器(定温式)	1階(湯沸室1) 2階(湯沸室1)	7
熱感知器(差動式)	1階(車庫2·会議室1·機械室1·書類庫1·森 林事務所1·倉庫1·倉庫1·男子更衣室2·女 子更衣室1) 2階(事務室4·署長室1·会議室1·喫煙室1· 物品庫1)	19
開閉センサー(マグネットセンサー)	1階(玄関2·車庫6·機械室2·書庫4·倉庫2· 倉庫2) 2階(事務室2)	22
シャッターセンサー	1階車庫	2

②. 警備対象施設設 所在地

下越森林管理署 新潟県新発田市大手町4丁目4-15

警報機器の種類	設置場所	数量
主装置(コントローラ)	1階廊下	1
ISDN回線ユニット	1階事務室	1
空間センサー(インフラレッドセンサー)	1階(会議室1・廊下1・ホール1・森林事務所1・男子休憩室1・女子休憩室1) 2階(事務室2・署長室1)	9
熱感知器	1階(書庫1·倉庫1·男子更衣室1·湯沸室1) 2階(喫煙部屋1·倉庫1·湯沸室1)	7
煙感知器	1階(会議室1・書類庫1・森林事務所1・男子休憩 所1・女子休憩所1) 2階(事務室2・湯沸室1・ホール1・署長室1)	10
開閉センサー(マグネットセンサー)	1階(書庫2·書類庫4·男子更衣室1·森林事務所 1·正面玄関2·職員用玄関2·裏口2·車庫2)	16
シャッターセンサー	1階車庫	1

③. 警備対象施設設 所在地

上越森林管理署 新潟県上越市大道福田555番地

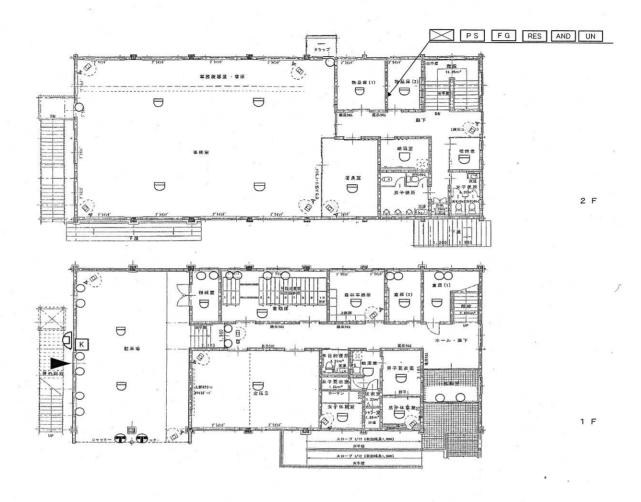
警報機器の種類	設置場所	数量
主装置(コントローラ)	玄関	1
ISDN回線ユニット	玄関	1
ガラスセンサー	玄関	2
フラッシュライト	玄関(屋外)	1
開閉センサー(マグネットセンサー)	1階(正面玄関2・会議室6・倉庫2・西入口1・ 書庫4・東入口2・森林事務所玄関ホール1・ 森林事務所4)	22
空間センサー(インフラレッドセンサー)	1階(会議室1・倉庫1・書庫1・廊下1・森林事務所玄関ホール1・森林事務所1) 2階(事務室2・署長室1・廊下1)	10
熱感知器(差動式)	1階(書庫1·倉庫1·車庫2) 2階(男子更衣室1·女子更衣室1·事務機器 室1·喫煙室1)	8
熱感知器(定温式)	2階(湯沸室1)	1
煙感知器	1階(会議室1·森林事務所1) 2階(署長室1·事務室2·男子休憩室1·女子 休憩室1)	7
シャッターセンサー	1階(車庫4)	4

④. 警備対象施設設 所在地

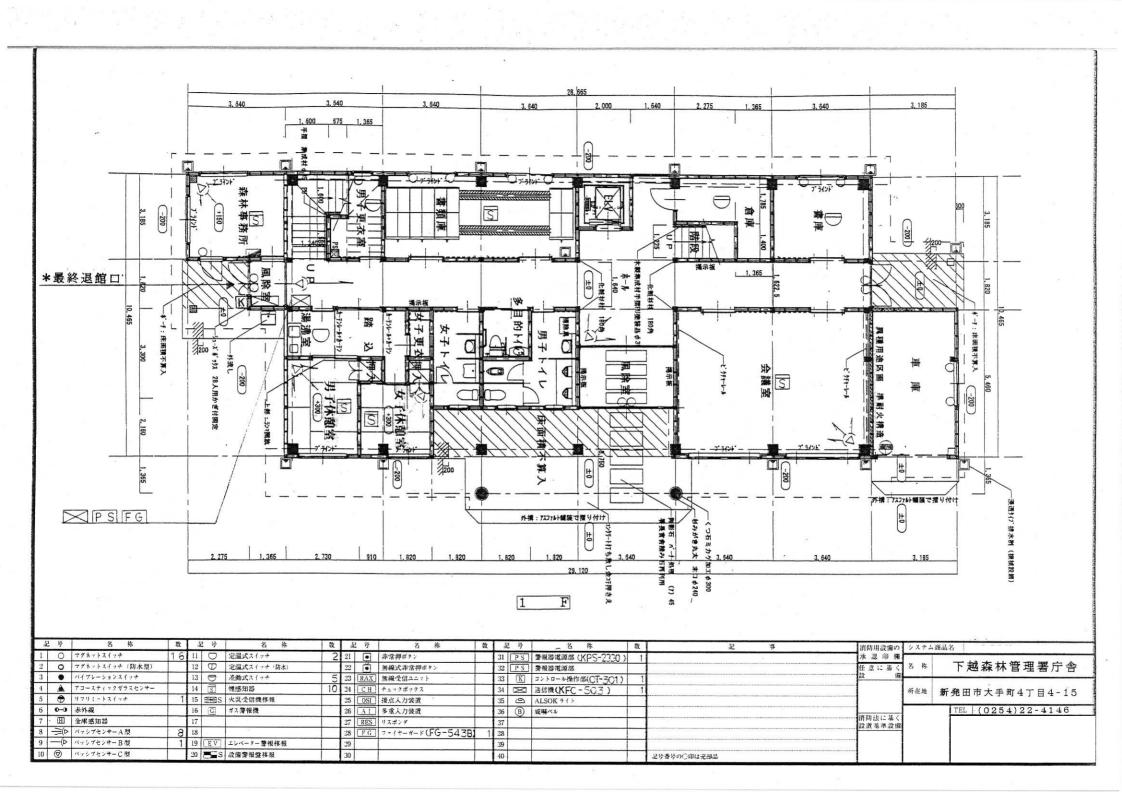
下越森林管理署村上支署 新潟県村上市緑町3丁目1-13

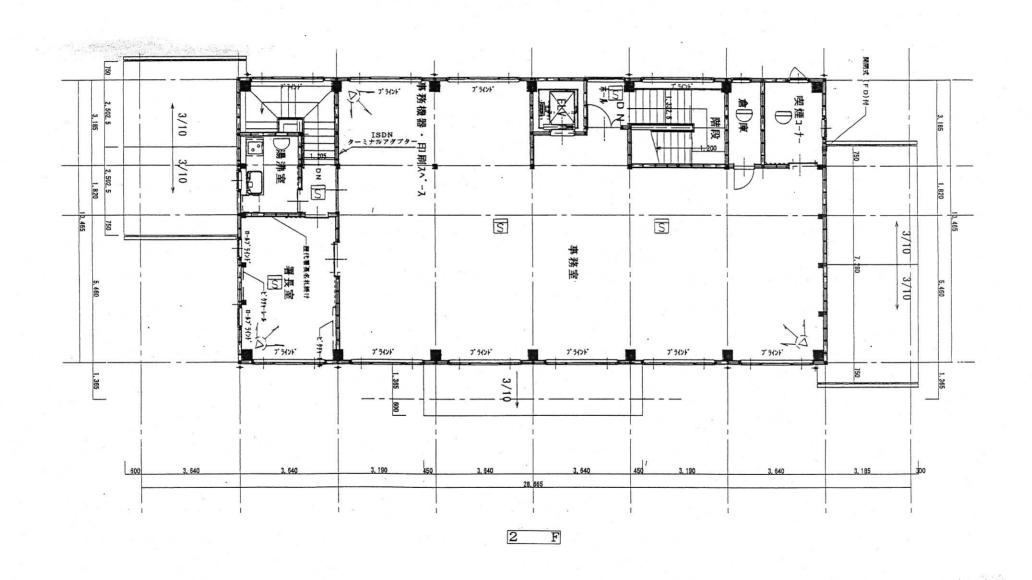
警報機器の種類	設置場所	数量
電源装置	1階事務室	1
送信機	1階事務室	1
カードリーダ	1階職員用玄関	1
モバイルユニット	1階事務室	1
開閉センサー	1階(職員用玄関1·森林事務所1· 外部倉庫2·事務室1)	5
空間センサー(立体型)	1階(支署長室1·事務室4·作業室1·更衣室 1·書類庫1·倉庫1) 2階(会議室2·男子休憩室1·女子更衣室1· 器具庫1)	18

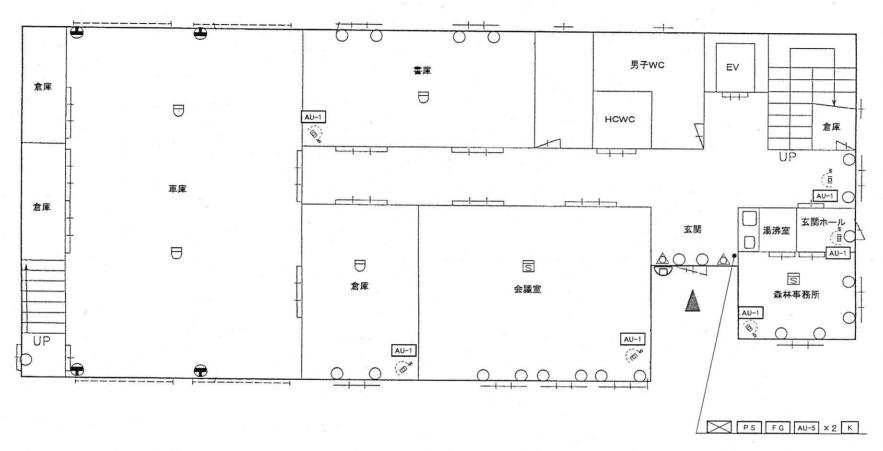




記号		名称(盗難監視センサー)	数	Ē	급 号	名称(火災監視、設備)	数	青	3 号	名称(本体制御盤、他)		記号	名称(売却機器、他) 数	故	記事	図面作成日		機器設置概略図	71-9498
1	0	開閉センサー	22	11	U	定温スポット	2	21	\times	送信機(KFC-P2)	1	31		\neg					
2	0	開閉センサー(防水型)		12	U	定温スポット(防水型)		22	PS	センサー電源部(KPS-P2-30)	1	32			* -	平成27年4月1日	名称	中越森林管理	里署
3		バイブレーションスイッチ		13	U	差動スポット	19	23	FG	フャイヤーガード(FG-543B)	1	33						+ 4 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	
4	A	ガラスセンサー		14	s	煙感知器		24	К	操作部(OT-P2)	1	34				縮尺 1/100	所在地	南魚沼市美佐島6	
5	00	赤外線		15	F	炎感知器		25	IP-5	5接点入力ユニット(IP-U858-B)		35	7.	\neg		契約先図面承認印	TEL	025-772-21	143
6	Ш	金庫感知器(L / F)		16	₩S	自動火災報知器(移報)		26	0	ALSOKライト	1	36				天师儿园园水配印	1		
7	•	シャッターセンサー	2	17	S	股礦警報盤(動力停電,冷凍冷蔵温度)		27	RES	リスポンダ (RES-P2)	1	37							
8	A (m)	空間センサーA型(広域)	12	18	•	非常押しボタン(EK-56)		28	UN	モバイルルータユニット	1	38		\neg	4.				
9	(m) e	空間センサーB型(平面)	1	19	Ď	ペンダント型非常釦(TA-X105P)		29	AND	簡易ユニット	1	39			1				
10	o m	空間センサー(MD-C858))		20	RA-X400C	無線非常用受信ユニット(RAX-400A)		30				40		1	記号番号の○印は売却品				

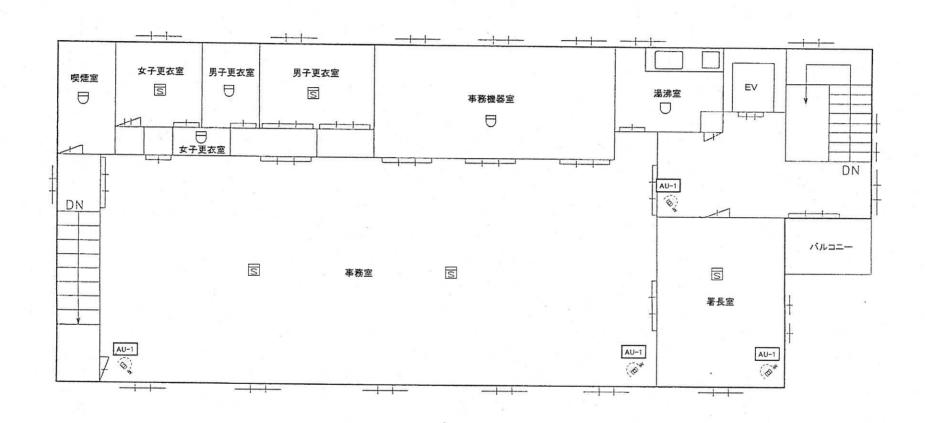




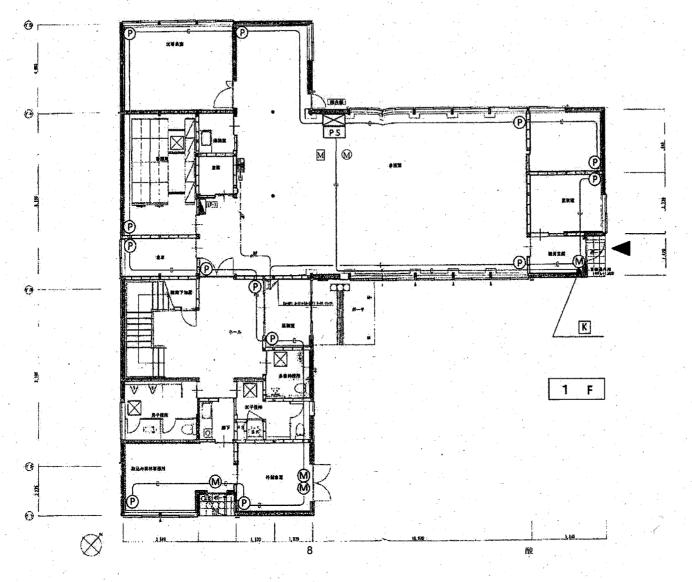


<u>1 F</u>

記号		名称(盗難監視センサー)	数	£0	号号	名称(火災監視、設備)	数	記号		名称(本体制御盤、他)		記号		名称(売却機器、他)	数	記事	図面	面作成日	機器設置概略図		
1	0	開閉センサー	22	11	U	定温スポット	1	21	\times	制御装置(S-854RB)	1	31								<u> </u>	
2	0	開閉センサー(防水型)		12	W	定温スポット(防水型)		22	PS	電源装置(PS-569A-T)	1	32					平成27	7年3月30日	名称	上越森林管理署	
3		振動センサー		13		差動スポット	8	23	FG	ファイヤーガード(FG-543C)5系統	1	33					L				
4	Δ	ガラス破壊音センサー(GD-C417)	2	14	S	煙感知器	7	24	AU-5	アドレスユニット5回路(AU-558)	2	34			<u> </u>	1	縮尺	FREE	所在地	上越市大道福田555番地	
5	00	赤外線(STB-60)		15	F	炎感知器		25	AU-1	アドレスユニット1回路(AU-556E-K)	10	35					=71464	m=2.50m	TEL	025-524-2180	
6		金庫感知器(L / F)		16	₩S	自動火災報知器(移報)		26	K	操作部(A-884B)	1	36					关約元	図面承認印			
7	•	シャッターセンサーMG式(SH-T478)	4	17	S	股備養報盤(動力停電, 冷凍冷蔵温度)		27	0	ALSOKライト(SS-L236-L)	1	37				1					
8	(m) w	空間センサー(立体型)	10	18	•	非常押しボタン(EK-56)		28				38				1					
9	Z B	空間センサー(面型)		19	•	ペンダント型非常釦(TA-X105P)		29				39									
10	(B)	画像センサー(MD-C858)		20	RA-X	無線非常用受信ユニット(RAX-400C)		30				40			-	記号番号の赤字は亮却品					



<u>2 F</u>



	記号	-	名 称 .	数	記	.号	名称	数		記号	名称	数	記号	- 名称	数			機器設置概略図		
1		(M)	開閉センサー	5	10				19				28			名称	下批杰林	管理署村上	寸 罗	
2		(P)	空間センサー(立体型)	18	11				20		·		29			45177	1 227771	日生有11工	人名 ————	
. 3	E	X	送信機	1	12				21				30			FE-F-18	++ 上去绿	町3丁目1	來 12 旦	
4	E	PS -	電源装置	1	13				22			,	31			1711±45	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		番しっち	
5		K	カードリーダ	1	14		*		23				32		,	TEL		0254 —	53-2151	
6		М	モバイルユニット	1	15				24						•				-	
7					16				25	1										
8	1				17				26											·.
9					18		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		27				·							

